

共用施設の利用方法概略

いよいよ学生生活関連施設「C スクエア」の利用が始まります。

ここでは、共用施設の利用方法の概略をお知らせします（詳細については、8ページ以下参照）。

＜利用にあたって事前に手続が必要な共用施設＞

会議室・和室・屋外ステージ・ギャラリー・中ホール・小ホール・音楽練習室・録音室・板張り練習室

団体で共用施設を利用したい場合

- 大学公認でないサークルや有志団体は、学生課・理工学部学生生活課において、利用登録申請書を提出してください。（詳細については、18ページ参照）
- 学友会所属部会は、学友会事務室において、部会活動報告書を提出してください。

利用登録証が、交付されます。

個人で共用施設を利用したい場合

- 特に事前の手続きは、必要ありません。但し、個人で利用できる共用施設は、トレーニングルームと音楽練習室のみです。

※トレーニングルーム、シャワールーム、共同ホールは、事前の手続が不要です。詳細については、16ページ参照。

「C スクエア」4階の学友会事務室において、利用の申込を行ってください（共用施設毎に受付簿があります）。
なお、利用者の決定については、原則として抽選によります。

抽選結果を学友会事務室に見に行く。

当選していた場合、学友会事務室にて手続を取る。
なお、手続の際には、利用登録証が必要です。
（個人利用の場合は、学生証）

共用施設利用許可書が交付される。

利用日当日、共用施設利用許可書を学友会事務室に提示し、部屋の鍵を借りてもらう。

利用終了後、備品等確認のうえ、施錠し、利用登録証若しくは学生証を受領する。